

情報/システム施策の総括

特技懇編集委員会

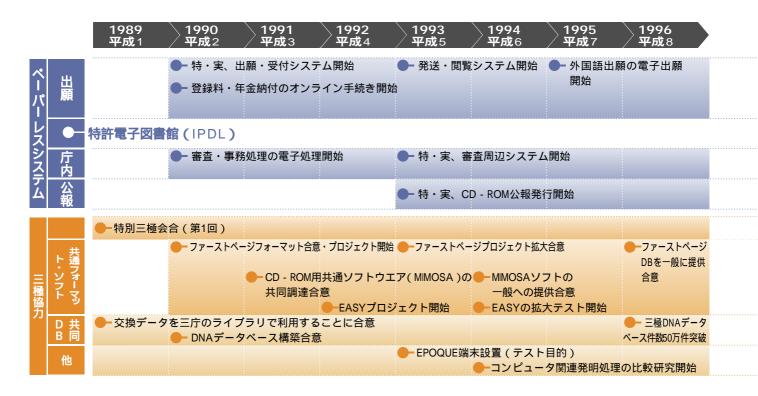
1. はじめに

昨年7月、政府により、電子政府構築計画が決定された。その目標としては、1)利用者本位の行政サービスの提供、2)予算効率の高い簡素な政府の実現が掲げられ、また、その計画期間は、2003年度から2005年度までの3ヵ年計画とされている。

特許庁においては、1990年12月1日の電子出願システムや閲覧システムの構築により、出願人との双方向

の情報交換が可能となるなど、いち早く電子政府構想 が具現化された形となっており、まさに電子政府構想 のトップランナーになぞらえることができる。

電子化の過程では、出願人、特許庁のみならず、第3者においても、各々の立場から電子化の利益を得つつ、従前のやり方からの脱却・変革を迫られたといえる。この観点を中心に、情報/システム関係の施策を振り返る。



2. 施策の流れ(概略)

電子出願システムの開始は1990年からであるが、 その構想の検討は1984年のペーパーレス計画開始に さかのぼる。その後、1985年の特許文献検索システ ム稼働、1990年の特許実用新案の電子出願開始、及 び、特許・実用・意匠・商標の登録料、年金納付のオ ンライン手続等を経て、特許電子図書館(IPDL)に よる情報提供開始、四法全ての出願のオンライン(パ ソコン)出願化に至っている。また今後も、様々な情 報/システムをめぐる施策が行われる予定である。例 えば、PCTに基づく国際出願のオンライン出願、 DVD - ROM公報発行等が行われる予定であり、検討 中のものでは、インターネットを介した出願・電子決 済等が挙げられる。

また、システム自体の変更の他、電子化に関連して 必要となった新たな法律の整備も行ってきた。ペーパ ーレス化に伴う、「書面の内容とファイルの内容との同 一性の推定」、「通知・送達」、「本人確認及び証明」、 「手数料の納付」等、様々な問題を規定するため、「工

業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を定め たことがそれである。(施策の時系列に関しては、年表 参照。)

これらの施策による出願人、特許庁、第3者に与える 影響にはかなり大きなものがあり、その行動、対応は 大幅に変わったと考えられる。以下、それぞれの施策 を大まかに分類してみる。

1)手続きの電子化

出願を始めとする手続等の電子化により、特に遠隔 地からの出願、手続が簡便かつ即日可能となり、手続 にかかる時間、費用が削減されたといえよう。電子化 以前においては、出願人としては、直接特許庁へ出向 いて書類を提出するための手間、或いは郵便にて送付 するための時間が必要であったし、また、特許庁側と しても、通知等を送るためには、郵送という時間のか かる手段以外をとることはできなかったことを考える と、手続の電子化による利便性の向上がうかがえる。

関連する施策としては、「出願・受付システム開始」、 「発送・閲覧システム開始」等が挙げられる。

1997 平成 ⁹	1998 平成10	1999 平成11	2000 平成12	2001 平成13	〉2002 平成1∠	2 003 平成15	2004 平成16以降
	●- パソコン出 (ソフト無*		● 意匠・商標 電子出願開		・審判、	● 特・実 、 フォーマ ットの国 際標準化	● PCT国際出願の電子 出願開始(予定) インターネット出願・ 電子決済(検討中)
		● サービス開始 (公報番号よ ● 特・実、方		- ビス開始 ●- 特・実、審	查周辺		
		システム見	直し ●- 意・商、CI	システム見) - ROM公報発行			●- DVD - ROM公報発行 (予定)
●-三極会合(京都行動計画)						
		● 特許電子出	願の共通標準を	設定			
● EASYプロ:						韓国特許庁に開放	
	(懓先惟訨明	書 アーダ父揆 <i>)</i>	●- 三極ネット	の他庁への開放	石豆		

2)書面の電子化

手続段階の電子化に伴い、書面が電子データとして 管理されるようになった。人手による管理、書面管理 だったデータの管理は、パソコン等を用いた電子管理 となり、その結果、書類自体及び手続に関するチェッ クの容易化、データ処理の効率化、物流の減少等の変 化がおきたといえよう。

3)業務の電子化

手続が電子化されたことにより、特許庁内外の業務が効率化、迅速化された側面も見逃せない。方式審査、分類付与、公報発行、実体審査の一部等について、並行的に処理することが可能となり、全体の処理の時間が短縮されている。また、電子化の進展によりバッチ処理からフロー処理へと、随時処理を行うことが可能となっていることも業務の効率化、迅速化につながっている。

関連する施策としては、「審査・事務処理の電子処理 開始」等が挙げられる。

4)利用の電子化

電子化された書面のデータを用いることによって、様々な形でそのデータを利用することが可能となった。例えば、先行技術文献の検索の際には、電子化された文献データを用いてテキスト検索等の新たな検索手法が可能となったこと、出願書類を閲覧する際の待ち時間が短縮されたこと、公報データがCD-ROMを媒体として発行されたことにより、特許庁以外での2次的な利用が可能となったこと、検索、公報取得等の種々のサービスを誰もが簡便に利用することができる、特許電子図書館(IPDL)というツールが提供されたこと、外国特許庁との間で、共同のデータベースに関して連携をとることができたこと、等である。

関連する施策としては、「特実審査周辺システム開始」、「CD - ROM公報発行開始」、「三極ネットワーク開始」等が挙げられる。

3. 寄稿紹介

以上概略を俯瞰してみたが、情報 / システムに関係 する施策は多岐にわたるものであるので、そのすべて を網羅することは困難であり、またそれら施策による 多方面への影響を把握することも難しい。そこで本特 集では、特に以下の2つの観点からの寄稿をお願いした。

まず、情報 / システム関連の施策が、特許制度の利用者に対してどのような影響を与えてきたのか、中でも、ユーザー(出願人)における知的財産や情報の管理体制にどのような影響があり、いかに変化したのかについて、加根魯 澄夫氏(東芝ソリューション株式会社 官公情報システム事業部官公情報システム第一部 部長)より、その豊富なご経験を元にご寄稿を頂いた。

また、1989以降、数多くの情報/システム関連の施策が打ち出されているが、その中でも特に、特許制度の利用者に大きく影響を与えた施策に的を絞り、その施策自体及びそれによる知財環境の変化について、赤川 誠一氏(特許庁 審査業務部情報システム課 調査官)より、その広範な知見をもとにご寄稿を頂いた。

お二方の寄稿から、情報/システム関係の様々な施策について、またそれらによって、いかに多くの方面に影響があり、どのような対応がなされたかについて、ご理解を深めていただければ幸いである。

(担当:所村 美和)